

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第296回 小規模個人情報取扱者義務の簡素化規定の公布

2026年7月、中国国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」という。）と公安部は『小規模個人情報取扱者個人情報保護の簡素化措置規定』（以下「本規定」という。）を共同で公布した。これには中国の日系企業や組織の個人情報管理方法にも影響を与える注目すべき内容が含まれるため、今回はその重要ポイントを解説する。

◇個人情報の越境移転届出手続の負担軽減

日系現地法人A社は、社内管理の必要性から現地従業員の職務経歴、賃金待遇、健康状態（病気休暇などがある場合）などを含む個人情報を日本本社に定期的に送る必要がある。しかし、2021年11月1日に施行された中国の個人情報保護法の規定により、個人情報の越境移転は以下のいずれかの方式に準拠していなければならない。（1）CACの安全評価に合格する。（2）CAC認定機関の認証を受ける。（3）CACが定める標準契約を国外受領者と締結する。

A社にとっては（3）が最も簡便とはいえ、2023年6月施行の『個人情報越境移転標準契約に関する規定』に従って「社内評価を実施した上で影響評価報告書を作成し、日本本社と標準契約を締結した後、CACに届出を申請する」という対応が求められるため、事実上A社の業務負担はかなり大きかった。

中小企業・組織の負担軽減を求める声の高まりを受け、CACが2024年3月に公布した『データ域外流通の促進・規範化規定』により、国外へ提供する個人情報が1年間で10万人未満の場合などを含む多数の状況において、標準契約の締結や届出義務が免除されたため、A社の負担も大幅に軽減された。

◇本規定の注目すべき主要内容

1、本規定の「小規模個人情報取扱者」とは、10万人未満の個人情報を取り扱う個人情報取扱者をいう。「10万人未満」とは、取扱者が現在取り扱っている個人情報に関連する自然人の数（削除済のものは含まない）の累計をいい、1年分など期間のくくりはない。

2、『データ域外流通の促進・規範化規定』が定める個人情報の越境移転に関わる届出手続の一部免除は引き続き維持される。

3、以下を含む小規模個人情報取扱者義務の履行方法と内容が大幅に簡素化された。

（1）個人情報取扱規則の制定・公表は依然必要であるが、内容は以下のみでよい。

▽取扱者の名称または氏名。

▽個人が権利行使する際の受理部門または担当者および連絡先。

▽個人情報を取り扱う目的、方法、対象となる個人情報の種類、保存期間など。

（2）個人情報取扱規則の公表方法が簡素化された。

▽オフラインでの個人情報収集は、経営場所の目立つ所に告知を掲示するなど簡便な方法でよい。

▽オンラインでの個人情報収集は、利用規約、製品・サービスのポップアップ、ウェブサイト上の公告などの方法でよい。

(3) 以下の要件をすべて満たす場合、個人に対する告知義務は個人情報取扱規則の公表のみで履行したとみなされる。

▽個人情報（機微な個人情報を除く）の取り扱いが、製品またはサービスの提供に不可欠である。

▽他の個人情報取扱者への提供や外部への公開はなく、かつ個人情報取扱規則でその旨を明示している。

(4) 以下の条件をすべて満たす場合、個人情報取扱規則の策定および告知義務の履行はすべて免除される。

▽個人情報をインターネットプラットフォームを通してのみ取り扱い、かつ当該プラットフォーム外の取扱者へは提供しない。

▽インターネットプラットフォームが当該個人情報取扱者に対しすでに相応の個人情報取扱規則を公表しており、かつ取扱者との間で各自の権利義務を約定している。

▽個人情報取扱者がインターネットプラットフォームの定める規則の遵守を表明しており、かつ製品またはサービスの提供には個人情報の取り扱いが不可欠で、当該規則に明記された目的や方法および個人情報の種類範囲を超えていない。

(5) 小規模個人情報取扱者は、簡便な方式で個人情報保護管理制度および個人情報セキュリティインシデント対応策を策定してよい。

(6) 小規模個人情報取扱者が関わった違法行為が軽微であり、かつこれを遅滞なく是正した場合、もしくは管理上の過失がない場合は、軽きに従い処罰する、または処罰を軽減できる。

◇日系企業へのアドバイス

個人情報の取扱量が少ない日系企業や組織にとって、本規定の施行は間違いなく朗報であり、この新たな規定の許容範囲内で個人情報の取り扱いを簡素化すれば、自社の負担の大幅な軽減が可能となる。但し、個人情報の国外移転に伴い本人から単独の同意を取得することなどは簡素化対象となっておらず、引き続き厳格に履行すべき義務があることにも留意する必要がある。

《上海・華東》

レーザー機器の頻準激光、IPOで17億元調達＝上海市

中国ニュースサイトの証券時報網によると、量子コンピューティングや半導体分野向けのレーザー機器を生産する上海頻準激光科技（上海市）は、上海証券取引所のハイテク新興企業市場「科创板」への上場に向けた手続きに着手した。新規株式公開（IPO）で、機関投資家に新株約1000万株を発行し、約18億6900万元（約440億円）を調達する見込み。手数料などを除いた実質調達額は約17億2500万元で、目標の14億1000万元を上回った。

頻準激光は2017年設立の民営企業。量子コンピューティング向けレーザー機器で国内最大手。25年の業績は、売上高が約4億1800万元、純利益は1億5900万元だった。（上海時事）

江南新材、AI向け酸化銅強化＝液冷モジュールもー江西省

中国ニュースサイトの証券時報網が10日までに伝えたところによると、上海証券取引所に上場する銅材メーカーの江西江南新材料科技（江西省鷹潭市）は、機関投資家などに新株を発行し、約16億元（約380億円）を調達する。調達資金は酸化銅粉末や液冷モジュールの2事業に投じる。人工知能（AI）向けの需要増加に対応し、高性能製品の生産を拡大する。